

**令和7年度台湾市場誘客促進業務
公募型プロポーザル提案説明書**

1 実施主体

さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会（以下「協議会」という。）

（構成自治体：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、
石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町）

2 業務名

令和7年度台湾市場誘客促進業務

3 背景及び目的

当協議会では、圏域での観光客の増大を目的として自治体連携による海外からの観光客誘致事業を推進しているところである。2024年の観光庁宿泊旅行統計調査によると、東アジアからの来札客は全体の約70%を占めており、リピーターも多いことから圏域への誘客可能性が期待される市場である。とりわけコロナ前より一貫して来札の多い台湾市場においては札幌を拠点として圏域への誘客ポテンシャルが高いと考えられることから、台湾市場をターゲットとして圏域への訪問意欲を高めるプロモーションを実施し、圏域における観光客を増加させることで圏域全体の観光消費を増大させることを目的とする。

特に、台湾市場からの来道は、冬季にピークを迎えることから、冬季の台湾人リピーターに向けた誘客施策を実施するものとする。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和8年3月20日までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ、委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は13,050,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

ただし、下記のとおりの内訳とする。

- ・ 「6(2) 着地型商品造成及び販売」及び「6(3) 着地型商品の認知拡大及び販売促進」に係る費用：8,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 「6(4) 台北国際旅行博（ITF）2025出展」に係る費用：4,750,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務の内容

(1) ターゲット

台湾市場の一般消費者

(2) 着地型商品造成及び販売

圏域内の体験コンテンツ及び圏域内を周遊する着地型商品を造成し、台湾市場で影響力が高いOTAサイトにて販売すること。

ア コンテンツ及び造成本数

圏域内12市町村について、1コンテンツずつ、冬季もしくは通年での実施が可能な着地型商品を造成すること。また、札幌発着の日帰りで（もしくは、札幌を起点（札幌発または札幌着でも可）とした）圏域内を周遊する着地型商品を造成すること。周遊商品については、本数は提案によるものとするが、圏域内12市町村のコンテンツが少なくとも1つずつ含まれるものとする。

なお、造成する商品については、各市町村の意向を踏まえたものとし、商品造成に向けた必要なフォローアップ、磨き上げを行うこと。

イ 催行、販売開始時期

下記を目安とするが、より適切と考えられる時期がある場合は、提案により示すこと。また、通年実施が可能な商品は造成後、可能な限り早期での催行開始及び販売開始を行うこと。

① 催行開始時期

令和7年12月上旬頃

② 販売開始時期

令和7年9月下旬頃

ウ 販売媒体

造成した商品を台湾市場で影響力が高いOTAサイト3媒体以上に掲載し、販売すること。

エ 効果測定

商品の購入者数や購入者属性等を把握の上、集計・分析を行い報告すること。

(3) 着地型商品の認知拡大及び販売促進

造成した商品の認知拡大及び販売促進のため効果的なプロモーションを実施すること。

ア 実施時期

商品販売開始時期に合わせて、適切な時期にて実施すること。

イ 実施手法

台湾市場において影響力の高いOTAの活用等の手法により、認知拡大及び販売促進施策を2つ以上組合わせて効果的に実施すること。

なお、WEBサイトを活用したプロモーションを実施する場合は、委託者の公式WEBサイトである「Quru Quru Sapporo (<https://quruquru.sapporo.travel/>) (以下、「公式サイト」という。))」を活用すること。また、活用にあたり、コンテンツに関連する情報等の更新及び修正は必ず実施することとするが、具体的な活用方法については提案によるものとする。

ただし、受託者が管理する既存のWEBサイトを活用することでより高い効果が見込まれると考えられる場合は、公式サイト以外の活用も可とする（WEBサイトの新規制作は認めない）。

※公式サイトについては、一般社団法人札幌観光協会が運用する「ようこそさっぽろ」のサーバー内に格納されており、追加のサーバー代や保守代等は発生しない。

ウ 効果測定

実施した販売促進の内容について、効果を測定し報告すること。

(4) 台北国際旅行博（ITF）2025出展に係る業務

ITF2025及び併催商談会への出展に係る運営業務等を実施すること。また、併催商談会の前には、現地旅行会社等へのセールスコールを実施する予定であるため、その実施に係る手配及び調整等を行うこと。

※ITF2025出展料、併催商談会参加費については、当協議会から公益社団法人日本観光振興協会へ支払いを行うため、見積りに含めないこと。

ア ITF2025出展

7) 開催日程及び会場

日程：令和7年11月7日（金）～10日（月） 4日間（予定）

会場：台北市・南港展覽館1号館1F・4F

イ) ブース設営及び撤収

ブースについては、シェルブース2小間（1ブースのサイズは W3,000×D3,000×H2,500）を確保予定であるため、出展にあたり必要となる一切の設営及び撤収作業を実施すること。ブースは横並びとなることを想定しているが、状況に応じ臨機応変に対応すること。

なお、ブースの詳細については、「2025台北国際旅行博 日本ゾーン第1報出展募集要項（以下、「募集要項」という。）（https://www.nihon-kankou.or.jp/home/userfiles/files/autoupload/2025/03/ITF2025_daiippou.pdf）を確認すること。

① ブースレイアウト・装飾

2ブースのうち1ブースは札幌市PRブースとし、もう1ブースは圏域自治体（小樽市、江別市、千歳市、北広島市、石狩市、当別町）PRブースとするが、2ブースの一体感が出るよう工夫すること。

ブース内のレイアウト及び壁面等の装飾デザインについては委託者と協議の上決定することとする。

② 備品

備品は原則的に標準備品を使用することとするが、追加で必要となる備品があれば、当該備品に係る一切の手配、支払等を実施し、費用は本業務に含めること。

ウ) ブース運営

会場で効果的なプロモーションが行えるよう以下の手配を行うこと。

① スタッフ配置

日本語と中国語が流暢に話せる通訳スタッフを常時5名以上配置すること。
またこれとは別に、日本の旅行業及び北海道の観光情報に精通したスタッフ（日本語のみでも可）を1名以上配置すること。

② シフト管理

スタッフの配置にあたっては、休憩時間も考慮したシフト管理を行うこ

と。

③ ブース内プロモーション

ブースに来場者を誘引するプロモーションを実施すること。また、圏域の魅力の効果的な発信に繋がる施策を実施し、来場者との交流を深めるサポートを行うこと。

④ ステージイベント

会場でステージイベントへの参加を予定していることから、委託者と協議の上、圏域の認知や興味関心の拡大につながるプレゼンテーション内容を提案すること。

⑤ アンケート

札幌市ブースにて、来場者に対しスマートフォンを活用した WEB アンケートを実施すること。アンケート項目は委託者と協議の上決定することとし、アンケート結果については、集計・分析のうえ、日本語への翻訳を行い、報告すること。

⑥ ノベルティ

プロモーションやアンケート等において、ノベルティの配布を行う場合は、手配のうえ発送すること。

⑦ 着地型商品の販売促進

6(2)「着地型商品造成及び販売」にて造成した着地型商品の販売促進に繋がる施策を実施すること。

エ) 配架資料等の集約及び輸送

ITF 会場で使用する配架資料及びノベルティ等の集約、会場への輸送、ブースへの配架等の一切の作業を実施すること。発送物の重量については、400kg 程度を想定する。

なお、台北への輸送は日本観光振興協会が委託する事業者が日本からの参加団体の発送物を国内倉庫に取りまとめ、一括輸送する予定であるため、輸送に関する手続きについては、当該事業者の指示に従うこと。

<2024年時の輸送費用（参考値）>

日本から台湾までの輸送費用	海上輸送	航空輸送
総重量 1 kg～150kgs まで・・・	¥157, 500	¥172, 500

150kgs を超える場合・・・ @¥1,050/kg @¥1,150/kg

○輸送事業者の作業範囲

・海上輸送

国内諸掛り（輸出通関→東京港出港まで）

海上運賃（東京港－台北港）

現地諸掛り（台北港到着→輸入通関→会場内指定ブースまで）

・航空輸送

国内諸掛り（輸出通関→成田空港出発まで）

航空運賃（成田空港－台北空港）

現地諸掛り（台北空港到着→輸入通関→会場内指定ブースまで）

※台湾側通関で発生する関税・消費税等輸入税の支払いも本業務に含めること。

なお、上記の輸送方法よりも安価かつ安全に輸送が可能な手法がある場合は、提案により示すこと。

カ) 航空券及び宿泊先手配

日本からの参加者（札幌市以外の参加自治体）の往復航空券及び宿泊先を手配し、費用を本業務に含めること。

・手配数：6名分（3名ずつの2グループとし、前半・後半に分けて渡航）

① 3名（前半組 台北宿泊日数：3泊（11月6日（木）～9日（日））

② 3名（後半組 台北宿泊日数：3泊（11月8日（土）～11日（火））

・航空券：新千歳空港から台北への往復直行便（LCC 除く）を手配すること

① 前半組の往路は11月6日（木）午後7時頃までに台北の空港に到着する便、復路は11月9日（日）午後3時頃までに新千歳空港に到着する便とすること。

② 後半組の往路は11月8日（土）午後7時頃までに台北の空港に到着する便、復路は11月11日（火）午後3時頃までに新千歳空港に到着する便とすること。

・宿泊先：1泊1人あたり13,000円を目安とすること。ITF 会場まで公共交通機関を利用して、30分程度で移動できる場所にあること。

<渡航スケジュール>

前半組

令和7年11月6日(木)	移動(新千歳→台北)	台北泊
11月7日(金) ～8日(土)	ITF 会場	台北泊
11月9日(日)	移動(台北→新千歳)	

後半組

令和7年11月8日(木)	移動(新千歳→台北)	台北泊
11月9日(日) ～10日(月)	ITF 会場	台北泊
11月11日(火)	移動(台北→新千歳)	

か) ITF 出展事務局運営

円滑な内容理解及び進行管理を行えるよう、参加者用マニュアルを作成の上、関係者に配布し説明を行うこと。

イ 日本観光振興協会主催商談会

ア) 開催日程及び会場

日程：令和7年11月6日(木) 13:30～16:30

会場：富邦国際会議センター(予定)

※商談会は札幌市職員のみ参加予定

イ) 通訳手配

ビジネスレベルの通訳者を1名以上配置すること。

ウ セールスコール手配

ア) 訪問先手配

11月6日(木) 午前に、現地の旅行会社等を訪問し、圏域のプロモーションを行うため、訪問先企業等を3社以上提案し、委託者が選定した訪問先(2社程度)と調整を行うこと。また、事前に訪問先の要望を確認する等、効果的なプロモーションとなるようサポートを行うこと。

※セールスコールは札幌市職員のみ参加予定

イ) 通訳手配

ビジネスレベルの通訳者を1名以上配置すること。

ウ) 移動車等手配

移動に車等が必要な場合は手配し、それに係る費用は受託者が負担すること。

エ 効果測定

ITF 出展に関し、ブースへの来場者数、パンフレット配布数、アンケート回収

数・集計結果等の実施結果について測定すること。またセールスコールでの商談内容を取りまとめ報告すること。これらの ITF 出展に係る報告書は12月12日（金）までに提出すること。

(5) 実施結果の報告

業務完了期限までに、実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた集客効果やその他二次的なプロモーション効果等）を取りまとめて報告すること。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

7 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

(1) 実施方針

台湾市場の動向や北海道の旅行需要等について考察したうえで、本事業の実施にあたっての基本的な考え方、企画の特徴やテーマを明らかにすること。

(2) 着地型商品造成及び販売

ア コンテンツ及び造成本数

造成する商品の予定本数及び、造成予定商品のうち、市町村単独のコンテンツから2本、周遊型の商品から1本のコンセプト、詳細内容（催行事業者、催行開始時期、販売開始時期、掲載予定期間、交通手段、経路、価格、コンテンツ、集合場所、解散場所、所要時間、定員等）を示すこと。

また、その商品のセリングポイントを示すとともに、ターゲットにとって魅力的である理由もあわせて示すこと。

なお、商品の詳細は、受託後に自治体との検討及び調整を想定していることから、提案時点においては想定内容として示すこと。

本企画提案においては、事業者が商品を造成するために必要なスキル、知識、着眼点を審査することから、造成予定の商品の代表例として、市町村単独のコンテンツから2本、周遊型の商品から1本のみにについて示すこと。当該3本を審査対象とするため、造成予定の全ての商品について示す必要はない。

イ 販売媒体

商品を掲載する媒体を示すこと。また、選定した媒体の概要、選定した理由（台湾市場における媒体の影響力等）も併せて示すこと。

(3) 着地型商品の認知拡大及び販売促進

オンラインプロモーションの具体的な実施内容及び実施の期間について示すこと。
また、提案の根拠（提案するプロモーションが対象市場において効果が高く、かつ、商品の販売促進につながると考える理由等）を併せて示すこと。

(4) 台北国際旅行博（ITF）2025出展

ア ブース設営及び撤収

ブースのレイアウト、装飾について、コンセプト及びデザイン案を示すこと。
また、ブース設営及び撤収のスケジュールを示すこと。

イ ブース運営

配置するスタッフの人数及び概要を示すこと。また、通訳者のレベルを示すこと。

ウ ブース内プロモーション

「6(4)オ(ウ) ブース内プロモーション」の詳細を示すこと。

エ ステージイベント

「6(4)オ(エ) ステージイベント」の詳細を示すこと。

オ アンケート

「6(4)オ(オ) アンケート」について、手法を示すこと。また、回収目標数も示すこと。

カ ノベルティ

「6(4)オ(カ) ノベルティ」について、プロモーション、アンケート等で使用するノベルティの内容、個数を示すこと。

キ 着地型商品の販売促進

「6(4)オ(キ) 着地型商品の販売促進」について、手法を示すこと。

ク 航空券及び宿泊先

往復航空券及び宿泊先について提案内容を示すこと。なお、宿泊先については候補を複数示すこと。

ケ BtoB プロモーション

日本観光振興協会主催商談会及びセールスコールにおいて、手配する通訳の概

要を示すこと。

なお、セールスコールにおいては、訪問候補の現地企業を示し、円滑なプロモーションを実施するための手法を示すこと。

(5) 効果測定

ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(6) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(7) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 圏域内構成市町村において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

- (5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要がある。
また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<提出する書面>

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和7年5月27日(火)
イ 参加申込書の提出期限	令和7年6月10日(火) 12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和7年6月17日(火) 12時00分必着
エ ヒアリングの実施	令和7年6月26日(木)
オ 選定結果の通知	令和7年6月下旬
カ 契約締結	令和7年7月上旬

(2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、協議会事務局(札幌市経済観光局観光・MICE推進部)へ持参又は郵送により提出すること。

ア 参加申込書（様式1） 1部

イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4 縦、両面使用）

・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部

・提案者の団体名称が記載されていないもの 9部

ウ 上記イの PDF データ（CD 又は DVD） 1部

(3) その他の留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

イ 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、協議会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和7年6月3日（火）12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「（団体名）【令和7年度台湾市場誘客促進業務】質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、「令和7年度台湾市場誘客促進業務公募型プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、評価委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案

者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加資格を満たさない場合は、通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針の評価 (7-1) 関係)	実施方針の策定に係る分析は妥当であり、実施方針は本業務の目的に沿った適切なものであるか。	5
着地型商品造成及び販売 (7-2) 関係)	造成予定の商品内容・コンセプトは、台湾市場からの誘客に繋がる魅力的な内容・コンセプトとなっているか。	15
	商品を掲載する媒体は、台湾市場で影響力があり、より多くのターゲットにリーチできる最適な媒体であるか。	15
着地型商品の認知拡大及び販売促進 (7-3) 関係)	プロモーション手法は、より多くのターゲットにリーチできるものであり、購買を促す効果的かつ魅力的なものであるか。	25
台北国際旅行博 (ITF) 2025出展 (7-4) 関係)	台北国際旅行博 (ITF) 2025出展に係る設営及び運営手法は適切であり、会場でのプロモーション及びイベントは、圏域の魅力を効果的に訴求できるものであるか。	25
効果・目標の妥当性 (7-5) 関係)	事業効果を測る指標及び測定方法は適切であるか。	5
体制・計画の適否 (7-6) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制が確保され、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-7) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 評価委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、委託者が別途指定する会場にて順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

エ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 評価委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、評価委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で評価委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施主体が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施主体が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施主体に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及び

その他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会事務局 三上、小笠原

(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp